

国立大学法人京都大学予算規則新旧対照表

改正前	改正後								
<p>(前略)</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">予算単位</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設整備事業及び財務・経営センター施設費交付事業等に関する予算の範囲については、施設部が管理する。</p> <p>企画・情報部情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する予算の範囲については、企画・情報部が管理する。</p>	予算単位	予算責任者	(略)		<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成28年4月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。</p> <p>別表 予算単位及び予算責任者（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">予算単位</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">予算責任者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 施設整備事業及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構施設費交付事業等に関する予算の範囲については、施設部が管理する。</p> <p>企画・情報部情報推進課及び情報基盤課が所掌する事務に関する予算の範囲については、企画・情報部が管理する。</p>	予算単位	予算責任者	(同 左)	
予算単位	予算責任者								
(略)									
予算単位	予算責任者								
(同 左)									